

第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 5 年度 第 1 回 滋賀地方最低賃金審議会
議事録

開催日時	令和 5 年 7 月 5 日（水） 14 時 20 分～14 時 58 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 4 人（定数 5 人） 労働者代表委員 5 人（定数 5 人） 使用者代表委員 5 人（定数 5 人） 事務局 5 人
出席者	公益代表委員 平井建志 片山 聡 木下康代 石井利江子 労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 榎並典朗 大江章宏 大西省三 使用者代表委員 川口剛史 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫 水野 透 事務局 小島労働局長 中井労働基準部長 口賃金室長 辰巳賃金指導官 浜口労働基準監督官
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀地方最低賃金審議会会長及び会長代理について ・ 滋賀地方最低賃金審議会の公開について ・ 滋賀県最低賃金の改正決定について（諮問） ・ 滋賀県最低賃金専門部会の設置について ・ 滋賀地方最低賃金審議会特別検討小委員会の設置等について ・ 実地視察について
議事録	別紙のとおり

○事務局（室長）

少し開始時間には早いのですが、全員お揃いですので始めさせていただきます。

私は、この4月の人事異動で事務局を預らせていただくことになりました滋賀労働局賃金室長の口と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

開催の前に事務局から事務連絡及び資料確認を行います。

まず事務連絡ですが、審議会等の会場につきましては、今年度、すべてこの6階の共用会議室を使用いたします。ただし、労働局内他部署において外部会場での対応ができない用務が入った場合、急遽、こちらではなく外部会場を使用することもございますが、その際にはあらかじめご連絡をさせていただきますので、ご了解願います。

また、今年5月8日より新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に変更されたことから、アクリルパネルは設置いたしません。引き続き、アルコール消毒、換気、咳エチケット等について、ご協力をお願いいたします。

それでは、本日の資料について確認させていただきます。辰巳指導官、よろしくお願いいたします。

○事務局（指導官）

それでは本日の資料につきまして、確認をさせていただきます。

お手元にお配りしております、本日の審議会の「審議次第」、「座席表」、「令和5年度第1回滋賀地方最低賃金審議会資料目次」1ページから95ページとなります。

それと本年審議会に使用していただきます「便覧(委員ハンドブック)令和5年版」、「最低賃金決定要覧(令和5年度版)」以上を配布させていただいております。

すべてでございますでしょうか。

○全委員

[発言無し]

○事務局（室長）

それでは、ただ今から、令和5年度第56期第1回 滋賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の審議会は、第56期の委員改選後初めての会議ですので、会長及び会長代理を選出していただくまでの間、事務局のわたくし、口が司会、進行を務めさせていただきます。

初めに、本審議会は、同運営規程第6条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けたところ、傍聴を希望される方が4名おられましたので、本日、傍聴されていることをご報告いたします。傍聴人の皆様には、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようお願いいたします。

本日の委員の皆様の出席状況ですが、定数15名のところ、公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名の14名の出席を頂いております。

公益代表委員の佐野委員におかれましては、都合により欠席されておられます。

従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、3分の2以上の出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることを、ご報告いたします。

それでは、まず初めに滋賀労働局長よりご挨拶申し上げます。

○事務局（局長）

どうもみなさんこんにちは。労働局長の小島でございます。

本年度の第1回滋賀地方最低賃金審議会の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに委員の皆様におかれましては、第56期滋賀地方最低賃金審議会の委員として御就任いただいたことに、重ねてお礼申し上げます。第56期の審議におきましてもどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今年度の地域別最低賃金のご審議につきましては、去る6月30日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対しまして、地域別最低賃金額改定の目安諮問が行われたところであります。当局といたしましても、この後、貴審議会への改正諮問を予定しているところでございます。

今年度の審議につきましては、4月6日の中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会におきまして、昭和53年度に目安制度が始まって以降4ランクとされてきたランク数について、3ランクに改正するという大きな改正が行われたところでございます。

また、6月16日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、「今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行うこと。」とありまして、最低賃金に関する取り組みといたしましては、政府としても重要施策の一つとなっているところであります。

こうした政府の方針等を踏まえまして、中央最低賃金審議会において示される目安報告を参考にしまして、滋賀県の地域制・経済動向等の情勢を踏まえまして、滋賀県最低賃金改正のご審議をいただくよう、よろしくお願ひ申し上げます。

現状このような情勢でございますので、労使の委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場があろうかと重々承知しておりますが、公労使三者によります十分な御審議をいただきまして、是非とも合意形成が得られますよう、切にお願ひ申し上げます。

今年も酷暑になるとの予報が出ております。これからますます厳しさが増す中で、本年度は10月1日の発効を目標といたしまして、8月1日から連日の審議が続くこととなるところでございます。事務局といたしましても、資料の提供や情報の共有など、出来る限り審議会の円滑な運営に尽力してまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局（室長）

ここから着席して説明させていただきます。

お手元の資料 1「第56期滋賀地方最低賃金審議会委員名簿」をご覧ください。

最低賃金法第22条及び最低賃金審議会令第2条第2項に基づき、代表委員として公労使それぞれ5名ずつ任命させていただいております。

なお、使用者側代表委員1名、新しく、川口委員に就任いただきましたことをご報告いたします。

第56期としては初めての会合ですので、各委員の方から自己紹介をいただき、その後議題に入らせていただきたいと思います。

それでは着席いただいております順に、公益代表の片山委員から時計回りで事務局を飛ばして、簡単で結構ですので一言自己紹介をよろしくお願いたします。

○全委員

[公益代表委員から座席順に時計回りに各委員自己紹介]

○事務局（室長）

ありがとうございました。

皆様には、第56期滋賀地方最低賃金審議会委員として、令和7年4月30日までの任期にてお世話になります。どうぞよろしくお願いたします。

次に、事務局メンバーを紹介させていただきます。

まず、改めまして、滋賀労働局長の小島でございます。

○事務局（局長）

滋賀労働局長の小島でございます。どうぞご審議よろしくお願いたします。

○事務局（室長）

続きまして、労働基準部長の中井でございます。

○事務局（部長）

労働基準部長の中井です。よろしくお願いたします。

○事務局（室長）

改めまして、賃金室長の口でございます。よろしくお願いたします。

次に賃金指導官の辰巳でございます。

○事務局（指導官）

賃金指導官の辰巳です。よろしくお願いたします。

○事務局（室長）

最後に労働基準監督官の浜口でございます。

○事務局（監督官）

浜口です。よろしくお願いたします。

○事務局（室長）

今年度は、このメンバーで事務局を運営させていただきます。日程調整等何かとご無理

を申し上げて申し訳ございませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議題(1)「滋賀地方最低賃金審議会会長及び会長代理について」に入りたいと思います。

会長及び会長代理の選出につきましては、最低賃金法第24条第2項及び第4項の規程により、公益を代表する委員の中から選出することになっております。

当審議会におきましては、従来から公益代表委員の中から推薦をいただいております。今回につきましても、そのような形でよろしいでしょうか。

○全委員

[異議なしの声]

○事務局(室長)

ありがとうございます。

ご賛同をいただきましたので、公益代表委員の方からご推薦をお願いいたします。

○公益代表委員

会長及び会長代理につきまして、会長には平井委員を、会長代理には木下委員を推薦させていただきたいと思ひます。

○事務局(室長)

ただ今、石井委員から、平井委員を会長に、木下委員を会長代理にというご提案がございました。他にございませんでしょうか。

○全委員

[意見なし]

○事務局(室長)

他に無いようですので、会長には平井委員、会長代理には木下委員でよろしい方は挙手をお願いいたします。

○全委員

[委員全員挙手]

○事務局(室長)

ありがとうございます。全委員のご賛同をいただきましたので、平井委員を会長、木下委員を会長代理といたします。

○事務局(室長)

それでは、平井会長、おひとことお願ひいたします。

○会長

改めまして平井でございます。本年度の会長に選出をいただきました。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局(室長)

ありがとうございました。続きまして、木下会長代理よりおひとことお願ひいたします。

○会長代理

木下でございます。会長代理に選任いただきました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（室長）

ありがとうございました。

それでは、この後の進行を、平井会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○会長

それでは、議題（２）「滋賀地方最低賃金審議会の公開について」です。

滋賀地方最低賃金審議会運営規程とそれに基づく審議会の公開・非公開等に関する確認、及び昨年第６回で審議いただいた傍聴取扱要領の修正案を併せて審議したいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局（指導官）

それでは、滋賀地方最低賃金審議会の運営規程について説明させていただきます。

資料 ２「滋賀地方最低賃金審議会運営規程」第６条（４ページ）において、会議の公開について規定しており、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる」とされております。専門部会規程等についても同様の規定となっております。

本日の審議会におきましては、昨年度の第６回滋賀地方最低賃金審議会におきまして公開とする審議結果をいただき、６月２０日より６月３０日までの期間、傍聴の申し込み受付を行いましたところ、４名の方から傍聴の希望があり、本日傍聴していただいております。

昨年度までは、本審は公開、専門部会等は非公開としておりましたが、資料 ３の１０ページのとおり中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会において、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開することが適当とされたことから、当審議会における今年度の取り扱いにつきましてご審議頂ければと思います。

次に、同規程の第７条においては、議事録の作成と公開について規定しております。

議事録の公開・非公開についても、審議会と併せて審議いただければと思います。

また、審議会の議事録または議事要旨及び資料につきましても当局のホームページで公開することとなりますので、併せてご報告させていただきます。

運営規程についての説明は以上です。

続いて、昨年度の第６回審議会でご審議いただきました傍聴取扱要領の修正案を 25 ページ 資料 ４としてお示ししております。以前は「ハガキもしくは FAX」という形の申し込みでありましたが、今回「電子メールとハガキ」の申し込みに修正しております。

これにつきましてもご審議いただければと思います。

以上となります。

○会長

審議会の公開・非公開、及び傍聴取扱要領の修正案につきましては、事務局の説明とおりですが、どのように取り扱いますでしょうか。双方からご意見を伺いたいと思いますが、まず、労働者側委員からご意見ををお願いします。

○労働者代表委員

議事の公開については、中央最低賃金審議会においても三者揃った部分は公開となりますので、地方においても中央に準じて取り扱いをすべきだと思います。議事録、議事要旨についても基本的には同じ考え方です。

また、傍聴取扱要領の修正につきましても、事務局案のとおりでよいと思います。

○会長

はい。使用者側委員のご意見はいかがでしょうか。

○使用者代表委員

使用者側としましても、三者協議の場の公開は良いと考えております。議事録、議事要旨についても同様で問題ないと考えております。

併せて、傍聴取扱要領につきましても事務局案で問題ないと考えております。

○会長

労働者側委員、使用者側委員から意見をいただきましたので、当審議会の公開について公労使三者協議の場のみ公開とし、その「議事録」、「議事要旨」についても同様の扱いといたします。

また、傍聴取扱要領につきましても事務局案のとおり修正することといたします。

続きまして、議題（３）「滋賀県最低賃金の改正決定について」です。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（室長）

それでは、局長から会長に諮問文を手交させていただきます。

会長、局長、お手数ですが、前にお進み願います。

〔局長から会長に対して諮問文を手交〕

○事務局（室長）

それでは、会長、局長、席にお戻りください。

○会長

次に、事務局から諮問文の配布と朗読、説明をお願いします。

○事務局（指導官）

それでは諮問文の朗読させていただきます。諮問文につきましては、資料29ページ資料5となっております。

滋労発基0705第1号 令和5年7月5日

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井建志 殿

滋賀労働局長 小島 裕

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、滋賀県最低賃金（昭和55年滋賀労働基準局最低賃金公示第3号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2023（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

以上でございます。

続きまして、諮問に関連しての資料の説明をさせていただきます。

まず、31ページ資料6が諮問文にあります「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」となっており、6月16日に閣議決定されたものの関係部分の抜粋となっております。

「最低賃金について、昨年は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。本年夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で、議論を行う。」とされております。

次に33ページ資料7が「経済財政運営と改革の基本方針2023」いわゆる骨太方針となっております。同日に閣議決定されたものの関係部分の抜粋となっており、最低賃金に関しては34ページ中段に記載されています。内容は、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版と同様となっております。

以上でございます。

○会長

ただ今の事務局の説明について何かございませんか。

また、その他に何かございませんか。

○全委員

〔なしの声〕

○会長

そうしましたら続きまして、議題（4）「滋賀県最低賃金専門部会の設置について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（指導官）

専門部会の設置について、ご説明させていただきます。

最低賃金法第25条第2項に「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定に

ついて調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされております。また、同条第3項にて「労働者を代表する委員、使用者を代表する委員、公益を代表する委員各同数をもって組織するとされております。

最低賃金審議会令第6条1項に専門部会の委員は9人以内とするとされており、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員それぞれ3名の9名で構成されることとなっております。

労働者代表委員及び使用者代表委員につきましては、最低賃金審議会令第6条第4項により準用されます同条第3項により関係労使の推薦を得て、労働局長が任命することとなっており、本日、この会終了後、労使委員の推薦公示を行い、締切期日につきましては、7月19日としております。

また、併せて、関係者の意見聴取について、説明させていただきます。

最低賃金法第25条第5項に「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」とされており、最低賃金法施行規則第11条第1項により遅滞なく、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨及び一定の期日までに意見書を提出すべき旨を公示するものとするとしてされており、本日、この会終了後、公示を行い、意見書提出期日を7月19日までとしております。

○会長

ただ今の事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○全委員

[意見なし]

○会長

よろしいですね。

続きまして「最低賃金審議会令第6条第5項の適用について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（指導官）

引き続き説明させていただきます。

最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。」とされており、当審議会では、例年、この規定を適用しておりません。つまり、専門部会において全会一致で決議が行われたとしても、審議会で議決を得ることとしております。

○会長

ただ今の事務局からの説明にご意見・ご質問はありませんでしょうか。

本審議会は、例年どおり「最低賃金審議会令第6条第5項は適用しない。」ということでよろしいでしょうか。

○全委員

〔異議なしの声〕

○会長

それでは、最低賃金審議会令第6条第5項は、当審議会では適用いたしません。

では次に、議題(5)の「滋賀地方最低賃金審議会特別検討小委員会の設置について」です。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(室長)

当局の審議会におきましては、毎年、特定(産業別)最低賃金について「特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について」を検討いただく場といたしまして、滋賀地方最低賃金審議会特別検討小委員会を開催しているところであり、今年度におきましても小委員会を設置させていただきたいと考えております。

○会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、必要性の有無の審議につきましては、今年度も小委員会を設置してよろしいでしょうか。

○全委員

〔異議なしの声〕

○会長

設置について異議が無いようですので、本年度についても特別検討小委員会を設置いたします。

次に、特別検討小委員会委員の選出について、協議をしたいと思います。

先ず、公益側につきましては、事前に公益委員会議を開催しておりまして、これにより石井委員、木下委員、それに私、平井を推薦させていただくこととなりました。

労働者側からは、いかがでしょうか。

○労働者代表委員

労働者側からは、“大西委員”、“大江委員”とわたくし“池内”3名を推薦させていただきます。

○会長

使用者側はいかがでしょう。

○使用者代表委員

使用者側は、“川口委員”と“水野委員”、それと私“西田”を推薦させていただきたいと思います。

○会長

ありがとうございました。

そうしましたら、公益代表は“私(平井)”と“石井委員”、“木下委員”が、労働者代表は“池内委員”、“大西委員”、“大江委員”が、使用者代表は“西田委員”、“水野委員”、“川口委員”の推薦がありました。以上のメンバーでよろしいでしょうか。

○全委員

〔異議なしの声〕

○会長

ありがとうございます。それでは今年度は、このメンバーで審議を進めていきます。

また、労働者側から昨年度の第6回滋賀県最低賃金審議会で、「新繊維工業」及び「各種商品小売業」について、昨年度と同様に必要性審議の場でオブザーバーではなく、参考人を招致したい。と要望がありました。

事務手続きについて、事務局から説明してください。

○事務局（室長）

滋賀県地方最低賃金審議会小委員会運営規程第6条第3項「小委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。」の規定に基づき、参考人を招致できることとなっております。

したがって、参考人を招致する委員は、同規定に基づき、委員長宛てに、推薦する委員の“氏名”、参考人の方の“職名”と“氏名”、参加を求める理由を記載した任意様式の「推薦書」と、参考人の方の「同意書」又は「承諾書」を、書面で提出していただくこととなります。

日程の都合により、これらの提出は、8月1日（火）までをお願いいたします。提出後は、参考人の方と事務局で打ち合わせを行いますので、その旨を参考人の方にお伝えください。

○会長

ありがとうございます。参考人を推薦する委員は、期限までに「推薦書」等の提出をお願いいたします。

それでは続きまして、議題の（6）「実地視察について」です。事務局から説明してください。

○事務局（室長）

それでは、実地視察について説明させていただきます。

実地視察につきましては、委員の皆様へ、問題となる業種や地域等の実態を直接認識していただき、有効な審議を諮ることを主眼とし、地域別最低賃金並びに特定（産業別）最低賃金を対象とし、効果的な実施を行うことができるとされており、各委員の皆様方に作業実態や労働環境等を見ていただくことは、有意義なことであると考えております。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、ここ数年は実地視察を見送っておりましたが、昨年度、地域別最低賃金について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた宿泊業1事業所にご協力いただきまして、公労使委員各2名及び事務局1名で、7月14日に事業所の見学、質疑応答等で、約1時間を目安として、現地集合、現地解散で実施いたしました。

今年度は、昨年度第6回本審においてもご説明させていただき、労働者側委員及び使用者側委員の皆様の所属事業所で対応いただけるかご検討をお願いしておりましたが、特定（産

業別)最低賃金を対象とした実地視察を、合同専門部会前後の9月中旬の時期での実施を計画しております。

実施方法は、昨年度と同様に、原則、少人数の公労使各1名ないし2名で、時期は9月中旬に、現地集合・現地解散で実施したいと考えております。

以上です。

○会長

事務局より説明がありましたが、この事務局案により本年度は特定(産業別)最低賃金を対象とした実地視察を実施することとしてよろしいでしょうか。

○全委員

〔異議なしの声〕

○会長

ありがとうございます。委員の皆様方の合意が得られましたので、事務局案により本年度も実施することといたします。

実地視察の詳細については、事務局一任ということによろしいでしょうか。

○全委員

〔異議なしの声〕

○会長

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方の合意が得られましたので、事務局案で実施したいと思います。

事務局には日程調整を含め必要な準備等お手をかけますが、実施詳細について、追って各委員に連絡をお願いします。よろしくをお願いします。

○事務局(室長)

かしこまりました。詳細が決定いたしましたら、ご連絡させていただきます。

○会長

それでは、議題(7)「その他」ということですが、まず、事務局から説明をお願いします。

○事務局(室長)

今年度の地域別最低賃金に係る審議日程(案)についてご説明させていただきます。

お手元の資料16(P93)「令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)」と資料17(P95)「令和5年度滋賀地方最低賃金審議会開催日程(案)」をご覧ください。

10月1日の発効を目指す場合は、答申を8月7日(月)にいただき、答申要旨の公示を15日間行い、異議の申出を受け付けます。異議申出の締切日は、8月22日(火)となり、異議申立てがあれば8月23日(水)に異議審となります。

現時点では、中央最低賃金審議会において7月下旬に目安の答申が示される予定となっておりますので、事前にお伺いしておりました各委員のご都合と合わせて検討しました結

果、8月1日(火)開催の第2回本審で目安の伝達を行い、翌日から専門部会を開催し、8月4日(金)までの日程で滋賀県最低賃金の金額審議を専門部会にて進めていただき、8月7日(月)午後の第3回本審で答申をいただきたいと考えております。

その後、特定(産業別)最低賃金改正に係る必要性を審議いただく小委員会を、8月18日(金)の午前9時30分から、この場所6階の共用会議室で開催し、第4回の本審では、特定(産業別)最低賃金改正に係る必要性の答申と特定(産業別)最低賃金改正の諮問を予定しておりますので、異議が無くとも8月23日(水)に第4回の審議会を開催いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今のところ、会場はすべての日程において、この6階共用会議室が会場となります。

皆様方には、ご多忙のところ、集中的な審議となり、大変恐縮ですが、どうぞご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○会長

ここまでの事務局の説明について何かご意見・ご質問はございませんか。

○全委員

[意見等上がらず]

○会長

それでは、事務局からほかに何かございますか。

○事務局(室長)

事務局からは特にございません。

○会長

委員の皆様からこの場で何がございませうか。

○全委員

[意見等上がらず]

○会長

ないようでしたら、本日の会議はこれで終了といたします。

次回は、8月1日(火曜日)13時30分からこの会議室で、第2回滋賀地方最低賃金審議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は、お疲れさまでした。